

# Bangladesh Online Workshop (Civil Litigation Delay Elimination)

国際協力部教官

下道良太

## 第1 はじめに

2020年11月30日、Bangladeshの裁判官を主な参加者として、民事訴訟の遅延解消に関するワークショップ（以下「本ワークショップ」という。）をオンラインで開催した。本稿では、まずBangladeshに対するこれまでの支援について概観した上、本ワークショップの内容について紹介し、併せて、民事訴訟の遅延を解消するための今後の民事事件管理に関するオンライン活動の展望についても述べる。

## 第2 Bangladeshにおける支援の経緯

1 Bangladeshは、2013年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」<sup>1</sup>において、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス及びウズベキスタンとともに、支援を中心的に進めていく対象国の一つとして挙げられている。

当部が関わる法整備支援活動の中では、Bangladeshに対する支援活動は比較的歴史が浅い。当部は、2013年以降、研究者や弁護士に対する調査委託<sup>2</sup>、研究者、外務省職員、駐日Bangladesh大使館員等を講師に招いての勉強会、当部教官による現地調査等を実施し、さらに、2016年3月には同国の法務・司法・議会担当省<sup>3</sup>の幹部を、同年10月には同省のAnisul Huq大臣をはじめとする幹部やDacca大学法学部長を、それぞれ日本に招いて共同研究を実施した<sup>4</sup>。これらの活動の中で、Bangladeshにおいては、民事事件と刑事事件のいずれも、裁判所における百万件単位の大量の未済事件<sup>5</sup>の滞留が問題となっていることが分かった。

そのような中、JICAは、Bangladesh側からの要請を受けて、2017年2月、3年間の予定で、同国に対し下級裁判所の能力向上を目的とする国別研修を実施することを決定した。その内容は、同年7月及び9月に同国を訪問して行った調査、協議の結果も踏まえて、法務・司法・議会担当省から要望のあったADR（裁判外紛争解決）のほか、民事事件及び刑事事件の「事件管理」も中心的なテーマに据えられた。

<sup>1</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin\\_1305.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html)

<sup>2</sup> 「Bangladeshにおける司法制度」（浅野宜之教授）[<http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>]、 「Bangladeshの基本法制に関する調査研究」（粟津卓郎弁護士）[<http://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf>]、 「Bangladesh法制度調査報告書」（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）[<http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>]

<sup>3</sup> Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs

<sup>4</sup> 2016年10月の共同研究の内容は、ICD NEWS 第70号162頁以降で紹介されている。

<sup>5</sup> 法務・司法・議会担当省の幹部の回答によれば、2019年9月末時点の民事事件の未済件数は、各審級合計で145万件余りである。なお、この数字には、本案以外の“Miscellaneous Petition”の件数も含まれている。

「事件管理」は、法整備支援においてしばしば目にする言葉であるが、これに何が含まれるかについては、様々な解釈があると思われる。裁判所がどのように事件を受理し、記録を編綴・管理し、書類の送達等の事務上の事務を行っていくかといった専ら訟廷事務として分類される事項のみを指すこともあれば、裁判官の期日内外における手続の進め方、すなわち、「訴訟指揮」として整理されるような事項も対象となり得る。また、近年は各国で裁判手続の電子化が進められているところ<sup>6</sup>、記録等を電子化するためのインフラやノウハウの提供も、広い意味では「事件管理」の支援の範疇に含まれる。このように「事件管理」は多義的であるから、このテーマについて活動を行うに当たっては、対象国との間で認識に齟齬が生じないように留意することが重要である。 Bangladeshでの活動における「事件管理」は、訴訟指揮に係る事項も含む広義のものであると理解している。

2 JICAのBangladeshに対する支援活動については、日本で行われる研修（本邦研修）及びBangladeshで行われる現地セミナーにおいて、当部も全面的に協力している。

2017年12月3日から同月16日にかけて（移動日を含む。以下同様。）、法務・司法・議会担当省職員や裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第1回本邦研修では、調停、事件管理（民事・刑事）のほか、国際商事仲裁・調停やサイバー犯罪などもテーマとして扱った<sup>7</sup>。

2018年11月11日から同月24日にかけて、法務・司法・議会担当省職員や裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第2回本邦研修では、より調停に焦点を当てた内容となり、第1回本邦研修でも講師を務めていただいた中京大学の稲葉一人教授（元裁判官）による調停人養成トレーニングが行われた。また、事件管理についても、民事事件における争点整理と和解についての講義、民事事件管理の現状や未済事件の減少に向けた課題についての意見交換などが行われた<sup>8</sup>。

2019年11月24日から同年12月7日にかけて、裁判官を中心に15名の参加者を招いて行われた第3回本邦研修では、稲葉教授による調停人養成トレーニングや民事事件の争点整理等に関する講義が行われたほか、ジェンダーに関する講義を行ったり、法テラスを訪問して日本における法律扶助について説明を受ける<sup>9</sup>など、多角的視点からプログラムが設けられた。

これらの本邦研修と並行して、2018年7月及び2019年7月には、Bangladeshを訪問し、法務・司法・議会担当省の組織であり、裁判官、裁判所職員、検察

<sup>6</sup> Bangladeshでも、UNDPの支援により、“e-judiciary system”という訴訟手続の電子化のためのシステムの導入が進められている。

<sup>7</sup> この研修の内容は、ICD NEWS 74号146頁以降で紹介されている。第1回本邦研修では、Bangladeshにおける民事事件及び刑事事件の未済事件滞留の原因やこれに対する改善策について参加者が発表を行っており、その資料は本ワークショップの内容を検討するに当たって参考になった。

<sup>8</sup> この研修の内容は、ICD NEWS 78号100頁以降で紹介されている。

<sup>9</sup> Bangladeshでは、法律扶助を担うLegal Aid Officeに所属するLegal Aid Officerが調停手続を主宰しており、調停と法律扶助の間に密接な関係がある。

官等に対する研修機関である司法行政研修機構<sup>10</sup>等において、稲葉教授による調停人養成トレーニングを実施して、当部教官もこれに参加した。

- 3 2017年から2019年にかけて本邦研修を中心とする前記の活動が行われた後、2020年度以降も新規案件として、同様の内容の国別研修が行われることが決定した。本来であれば、2019年度中にバングラデシュを訪問し、新規案件の具体的内容を検討するための調査や現地機関との協議を行った上、2020年度中に本邦研修が実施されるはずであったが、COVID-19の感染拡大の影響により、日本の関係者がバングラデシュを訪れることも、バングラデシュの参加者を日本に招いて研修を行うことも不可能になった。現時点では、オンラインで単発のセミナーないしワークショップの開催を模索しているところである。2020年10月28日には、前記のとおり本邦研修や現地セミナーで調停人養成トレーニングを行った稲葉教授により、オンライン形式で同様のトレーニングが実施され、参加者から好評を得た<sup>11</sup>。

本ワークショップは、上記のとおり本来であればバングラデシュを訪れて行うはずであった調査の一部を代替する趣旨で行われたものであり、その主たる目的は、同国の民事訴訟における遅延要因を特定するとともに、それを解決するためにいかなる支援が考えられるかを検討するに当たって必要な材料を得ることにある。

### 第3 本ワークショップの内容

#### 1 概要

日時：

2020年11月30日・日本時間午後1時から午後7時（バングラデシュ時間の午前10時から午後4時）

バングラデシュ側参加者：

バングラデシュの最高裁判所高等裁判所部<sup>12</sup>及び全国の下級裁判所の裁判官<sup>13</sup>

法務・司法・議会担当省職員

司法行政研修機構職員

全国法律扶助機構<sup>14</sup>職員

合計約40名

形式：

Microsoft Teamsを使用したオンライン形式

<sup>10</sup> Judicial Administration Training Institute (JATI)

<sup>11</sup> このトレーニングの詳細は、ICD NEWS 英語版（2021年3月発刊予定）に掲載される稲葉教授のご寄稿の中で紹介されている。

<sup>12</sup> バングラデシュでは、最高裁判所内に上訴部と高等裁判所部があり、民事訴訟については、前者は最上級審、後者は一定の訴額以上の事件における控訴審を担っている。

<sup>13</sup> 下級裁判所の中では一番キャリアの浅いAssistant Judgeから2番目の序列のAdditional District Judgeまで、幅広いキャリアの裁判官が参加した。

<sup>14</sup> その名称のとおり経済的に困窮する市民への法律扶助を担う組織。National Legal Aid Services Organization (NLASO)

タイムテーブル：

時間（日本時間）	内容
13:00 – 13:15	開会挨拶，参加者紹介等
13:15 – 14:30	当職の発表 ・日本の民事訴訟の概要 ・日本の民事訴訟における遅延要因と対策（前半）
14:30 – 15:30	意見交換 ・バングラデシュの民事訴訟における遅延要因
15:30 – 16:30	休憩
16:30 – 17:30	当職の発表 ・日本の民事訴訟における遅延要因と対策（後半）
17:30 – 17:45	休憩
17:45 – 18:45	意見交換 ・バングラデシュの民事訴訟における遅延要因
18:45 – 19:00	閉会挨拶

なお、このタイムテーブルは、飽くまでも事前に予定していた進行であり、当日の進行とは若干の齟齬がある。

本ワークショップには、日本側からは、JICAの国際協力専門員でミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクトの長期専門家でもある小松健太弁護士、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏<sup>15</sup>及び三和桃子氏、並びに当部の村田邦行教官及び黒木宏太教官も参加し、青山若人氏に日本語・ベンガル語間の通訳をしていただいた。

## 2 内容

### (1) バングラデシュの民事訴訟手続

本ワークショップの内容に入る前に、バングラデシュの民事訴訟手続の流れについて簡単に説明する<sup>16</sup>。

訴状（plaint）が提出され、手数料の納付等の審査を終えて訴訟登録簿に事件が登録されると、訴訟が開始される。裁判所は、被告に対し、召喚状（summons）と訴状の写しを送達する。召喚状等の送達を受けた被告は、第1回期日までに答弁書（written statement）を提出する。

答弁書が提出された後、両当事者が期日に出頭した場合、裁判所は、一部の例外的事件を除いて、期日を延期して、自ら調停手続を行うか、調停人等による調停手続に付さなければならない。

第1回期日において、訴状や答弁書に記載された事実の認否が行われ、裁判所は、当事者の主張が相違する重要な事実上及び法律上の争点を画定する。当事者間に争

<sup>15</sup> 小松氏及び井出氏には、本ワークショップの内容について多くのアドバイスをいただいた。

<sup>16</sup> 前掲注釈2「バングラデシュ法制度調査報告書」（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）64頁以降を参考にさせていただいたが、当職が第3回本邦研修や本ワークショップで参加者から聴取した内容も一部含まれている。



いのない事実は争点とならない。この争点の画定 (framing of issues) は、第1回期日で行うこととされているが、事件によっては、第1回期日以降も当事者が主張を提出し、これを踏まえて争点を画定することもあるそうである。被告が期日に出頭しなくとも、召喚状が被告に対し適式に送達されていれば、原告の出頭だけで手続を進めることができ、欠席判決も行うことができる。

争点の画定後、“Discovery” と呼ばれる証拠開示制度を使うことができるが、米国のような広範なものではない。その内容は、質問書の送付と宣誓供述書による回答、文書提出の申立てなどであり、当事者が質問書に対し回答しなかったり文書を開示しなかった場合は、訴えが却下されるなどの制裁がある。

トライアルでは、被告が原告の主張する請求原因事実を全て認める場合を除き、まず、原告が冒頭陳述を行い、証人尋問、書証の取調べ等の原告側の証拠調べが行われる。原告側の証拠調べの後、被告側についても同様に、冒頭陳述、証拠調べが行われる。証人尋問では、証人を請求した当事者の主尋問の後、反対当事者が反対尋問を行い、証人を請求した当事者は再主尋問を行うこともできる。これらの証拠調べの後、各当事者が最終陳述を行う。裁判所は、その後審理を終結する。

裁判所は、審理の終結後、公開の法廷で判決を言い渡す。

## (2) 日本の民事訴訟の概要

本ワークショップでは、まず、日本の民事訴訟の遅延対策等を理解するための前提知識として、日本の民事訴訟の概要を説明した。ここでは、各裁判所の所在、審級、民事訴訟の法廷の配置、一般的な民事訴訟手続の流れ、審理期間の統計などにつき説明した。

## (3) 日本の民事訴訟における遅延要因と対策

次に、前半と後半の2回に分けて、日本の民事訴訟において考えられる遅延要因、及び、これらに対して制度上又は実務の運用上、どのような方策がとられているかについて説明した。前記のとおり、本ワークショップは、バングラデシュにおける民事訴訟の遅延要因について探るという点に主目的があるから、後に日本側の事情と比較する形でバングラデシュ側参加者から同国の事情について聴取しやすくすることを意識して説明した。また、前記のとおり、同国の民事訴訟における遅延要因については、既に過去の本邦研修でも扱っていたので、同研修での参加者の発表資料等を参照しながら、同国の民事訴訟において特に問題があると思われる部分に焦点を当てるよう心掛けた。

以下、日本の民事訴訟において審理の遅延防止に関係する制度ないし実務上の運用として説明した事項を列挙する。

### ア 訴え提起と送達

- ・ 二重起訴の禁止や紛争の蒸し返しの防止
- ・ 被告の住所・就業場所の調査
- ・ 公示送達・付郵便送達

#### イ 口頭弁論

- ・ 欠席判決
- ・ 訴えの取下げ擬制
- ・ 陳述擬制
- ・ 期日変更の申立て理由の制限
- ・ 手続的事項に対する不服申立ての制限

#### ウ 争点整理

- ・ 一方又は両方の当事者が裁判所に出頭せずに進める手続（電話会議やウェブ会議を用いた手続，書面による準備手続）
- ・ 時機に後れた攻撃防御方法の却下
- ・ 書面提出を促す工夫（提出期限の設定，次回までの提出書面・証拠の確認，期日間の提出促し）
- ・ 裁判官による求釈明
- ・ 主張整理案の作成

#### エ 証拠調べ

- ・ 適切な争点整理による集中証拠調べの実現
- ・ 尋問時間の設定，尋問事項の提出
- ・ 陳述書の活用
- ・ 証人出頭を確保するための当事者・代理人による同行
- ・ ビデオリンクシステム，所在地尋問，書面による尋問
- ・ 尋問の録音・反訳による調書作成
- ・ 鑑定人の推薦制度

#### オ 上訴・再審

- ・ 控訴審での主張追加に対する却下，理由説明負担
- ・ 上告理由の制限
- ・ 上告審での口頭弁論を経ない棄却
- ・ 再審事由・期間の制限

#### カ その他

- ・ 簡易裁判所における簡易な手続による審理
- ・ 少額訴訟制度
- ・ 支払督促制度
- ・ 多くの事件が和解で終局
- ・ 専門部の設置

#### (4) バングラデシュの民事訴訟における遅延要因についての意見交換

前記のとおり日本の民事訴訟について説明を行った後，民事訴訟の各段階において，バングラデシュにおいて考えられる遅延要因，それらに対する制度上又は実務運用上の対策の有無及びその実効性などについて，参加者と意見交換を行った。参

加者からは活発に意見や質問が出され、予定されていた時間内に全ての論点を扱うことはできなかった。ここでは、参加者から聴取した同国の実情について、当職の感想も交えながら記載する。本ワークショップの終了後、参加者に対してアンケートを実施しており、以下には、ワークショップ中に聴取したもののみならず、アンケートに記載されていたものも含まれている。

#### ア 訴えの提起，訴状の送達

二重起訴については、バングラデシュ民事訴訟法<sup>17</sup> 10条に、これに該当する場合には手続を進められないとする規定がある。この規定については、活用されているという意見と活用されていないという意見の両方があった。

召喚状の送達については、被告が召喚状を受け取らないことが多いとの意見が出された。送達が不可能な被告に対しては、日本における公示送達や付郵便送達のように受送達者が現実を受け取ったか否かにかかわらず送達の効力が生ずる制度は存在する（この送達を、ここでは便宜上「みなし送達」と呼ぶ。）。被告が召喚状を受け取らず裁判所にも出頭しないような場合には、召喚状の「みなし送達」を行った上で欠席判決が行われる。しかしながら、参加者の話によれば、このような「みなし送達」により送達の効力が生じた後であっても、後に受送達者が裁判所に対して「みなし送達」の無効を主張することができ、これによって多くの欠席判決が覆され、手続のやり直しを強いられているようである<sup>18</sup>。そもそも要件を満たさない「みなし送達」が多く行われているのか、要件を満たしているにもかかわらず裁判所が安易に送達の効力を覆しているのかは定かではないが、いずれにしてもこの問題が審理の長期化の一因となっている。

日本の住民登録制度のように市民の住所を把握できる制度がないこと、送達に携わる裁判所職員の不足や怠慢も、送達が適切に行われていない原因として挙げられた。

#### イ 審理手続

まず、口頭弁論において、当事者が主張を逐一口頭で陳述しなければならず、この陳述自体に時間がかかることが、審理の長期化の主要な原因となっているとの意見が出された。参加者によれば、この方式は法令上要求されているとのことである。この点については、日本の民事訴訟のように訴状や準備書面に記載された主張の顕出を「陳述します」の一言で終わらせるところまでは行かないまでも、直接主義、口頭主義の要請に反しない範囲で、要旨のみを陳述するなど合理化する余地はあるのではないかと思われる。もっとも、参加者の述べるとおりに法令上の要求であれば、その点をクリアする必要がある。

<sup>17</sup> The Code of Civil Procedure, 1908。最高裁判所のウェブサイト (<http://www.supremecourt.gov.bd/web/>) からバングラデシュの法律の英語版を入手することができる。

<sup>18</sup> 日本の民事訴訟でも、要件を満たさない公示送達等によって訴状が送達されていた場合は、手続上の瑕疵として上訴審で争うことができるが、当職の知る限りそのような事件は多くない。

また、期日の手続記録を、書記官等の裁判所職員ではなく裁判官自らが作成していることも挙げられた。上記のとおり当事者の主張が逐一口頭で陳述されるのであれば、手続記録を作成する裁判官の負担は相当なものと推測される<sup>19</sup>。

次に、当事者から引き延ばしを企図する濫用的なものも含め、期日変更の申立てが頻繁に行われ、裁判所もこれを安易に認めていることが挙げられた。濫用的な期日変更の申立てに対しては、裁判所が毅然とした態度をとりこれを却下することがシンプルな方策であるが、バングラデシュにおいては、期日変更の申立てを却下する裁判所の判断に対する不服申立てが上級審で審理され<sup>20</sup>、この審理に時間がかかるとのことである。したがって、期日変更の申立てを却下して不服申立てがされ、審理が長期化するぐらいなら、いっそのこと申立てを認めてしまった方が早いとの判断に傾いてしまう。裁判所の訴訟指揮に対する不服申立てが上級審に移審して時間を要するという問題は、期日変更に関するもの以外にもあるようであり、裁判所の訴訟手続に関する判断については限られた事項<sup>21</sup>のみ抗告の対象となって上級審で審理される日本の民事訴訟と違いがあるかもしれない。

次に、訴えの追加・変更が五月雨式に認められるという点も遅延要因として挙げられた<sup>22</sup>。

さらに、当事者が追行する意欲を失っている訴訟がいつまでも裁判所に係属しているという問題もある。この点について、日本の訴え取下げ擬制<sup>23</sup>のような制度がないのか尋ねてみたところ、そのような制度はあるが、取下げが擬制された後でも原告が争う余地が大きいとのことであった。

#### ウ 争点整理・尋問

審理の長期化については、一般的には、争点が絞り込めず、証人の数や尋問事項が多くなり、尋問期日に時間を要するということが原因の一つとして考えられる。参加者に、感覚的なもので構わないので一般的な事件において平均して何人の証人に対して尋問を行うか尋ねたところ、ある裁判官から8ないし10人という回答が返ってきた。もちろん当該裁判官の個人的な感覚であり、バングラデシュの民事訴訟において一般化できる数字ではないと思われるが、日本の民事訴訟における平均的な証人の数<sup>24</sup>と比べるとかなり多く、尋問期日が相当の回数にわたっ

<sup>19</sup> 期日で陳述されたことを全て記録するのではなく要点を記録するとのことであるが、そうであっても多くの事件を抱えるバングラデシュの裁判官にとっては大きな負担となる作業であろう。

<sup>20</sup> 日本の民事訴訟では、期日変更の申立てを却下する決定に対して不服申立てはできない。

<sup>21</sup> 移送、裁判官等の忌避、文書提出命令など

<sup>22</sup> 民事訴訟法35B条に、裁判所の指定する期間を徒過した後に主張を提出する場合や、もっと早い時期に提出できた主張を提出する場合に、提出しようとする者が相手方に費用を支払わなければ提出できないとする規定があるが、余り機能していないようである（前掲注釈2「バングラデシュ法制度調査報告書」（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）69頁）。

<sup>23</sup> 当事者双方が期日を欠席した後当事者が1か月以内に期日指定の申立てをしない場合、又は、当事者双方が連続して2回期日を欠席した場合、訴えの取下げが擬制される（民事訴訟法263条）。

<sup>24</sup> 人証調べが実施された民事第一審訴訟（2018年の既済事件）における平均人証数は、当事者本人が1.8人、証人が0.9人である（「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第8回）」（最高裁判所事務総局））。



て実施されていると推測される。

このように尋問期日に時間を要することと争点整理の関係については、画定された争点と無関係な尋問がされて時間がかかるという意見は出たものの、争点整理が不十分で証人や尋問事項の絞り込みが足りないことが原因であるとの意見を述べる者はいなかった。日本の民事訴訟では、争点整理が行われた後、そこで画定された争点に関連する証人が請求されるが、バングラデシュでは、訴訟の最初の段階で、当事者が尋問を行ってもらいたい証人を列挙するとの発言があった。そうであれば、裁判官が争点との関連性を踏まえて尋問の必要性をしっかりと吟味し、必要性のない証人については請求を却下する必要があるが、裁判官が当事者（代理人）に対して毅然とした訴訟指揮を行うことができず、請求された証人を全て採用してしまっている事件もあるのではないかと推測される<sup>25</sup>。

また、尋問の段階で新たな証拠が請求されることがあり、その場合は更に期日を指定することになって審理期間が長くなるという問題も示された。このような事態も、当事者と協議しながら争点整理を十分に行い、関連する証拠は尋問の前に全て請求させるという訴訟指揮を徹底すれば、ある程度は防ぐことができると思われる。

日本の民事訴訟では、尋問に先立って、当事者や証人が認識している事実を記載した陳述書が提出されるという運用が一般的になっており、この陳述書には、相手方当事者が事前に供述内容を把握できるので反対尋問の準備に有用であること、反対尋問で信用性を吟味する必要性が低い事項については陳述書の記載でカバーすることにより争点に絞り込んだ尋問が可能になることなどのメリットがある。バングラデシュでも同様の書証の活用が考えられるが、同国では、民事訴訟に提出する証拠は証拠法<sup>26</sup>が定める証拠能力を満たす必要があるため、関係者の供述に係る書証は、同法に抵触しない範囲のものでなければならない<sup>27</sup>。

その他、尋問に関しては、規則上尋問は連続して行うことになっているが現実には難しく、尋問期日間に間隔が空いてしまうこと、代理人が引き延ばしのため証人を出頭させないことなどの問題が挙げられた。

## エ その他

既に挙げた問題点から分かるとおり、バングラデシュでは訴訟代理人の弁護士が手続に対し協力的でないという問題がある。前記のとおり、遅延目的で期日変更の申立てを繰り返したり、五月雨式に主張の追加・変更を行っており、これらが審理期間の長期化に直結している。これらに対する対応としては、言うまでもなく裁判所が手続に関する法令に従って毅然とした訴訟指揮を行うことが必要で

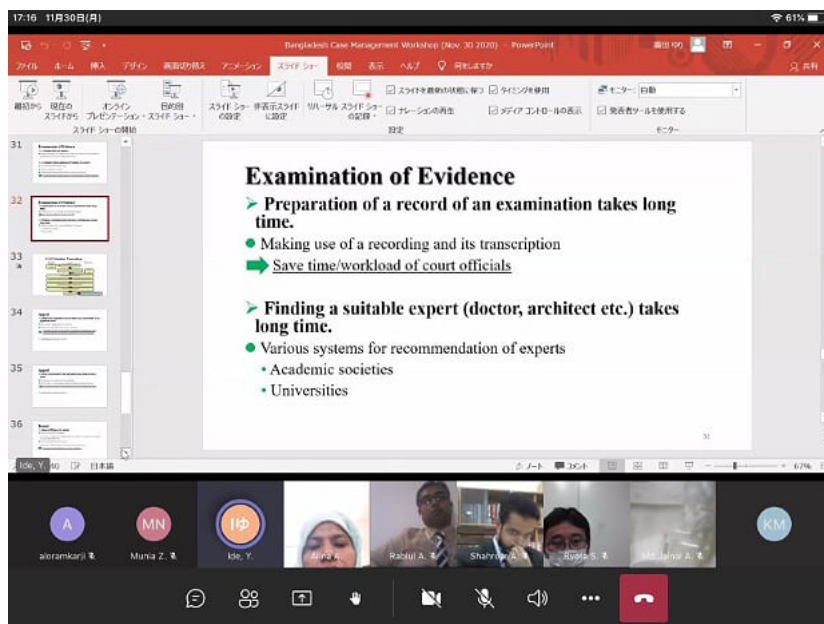
<sup>25</sup> 未確認であるが、仮に証人を採用しない判断に対しても、期日変更の申立ての却下と同様に独立して上級審で争うことができるのであれば、裁判官としてはなおさら証人請求を却下しにくくなるであろう。

<sup>26</sup> The Evidence Act, 1872

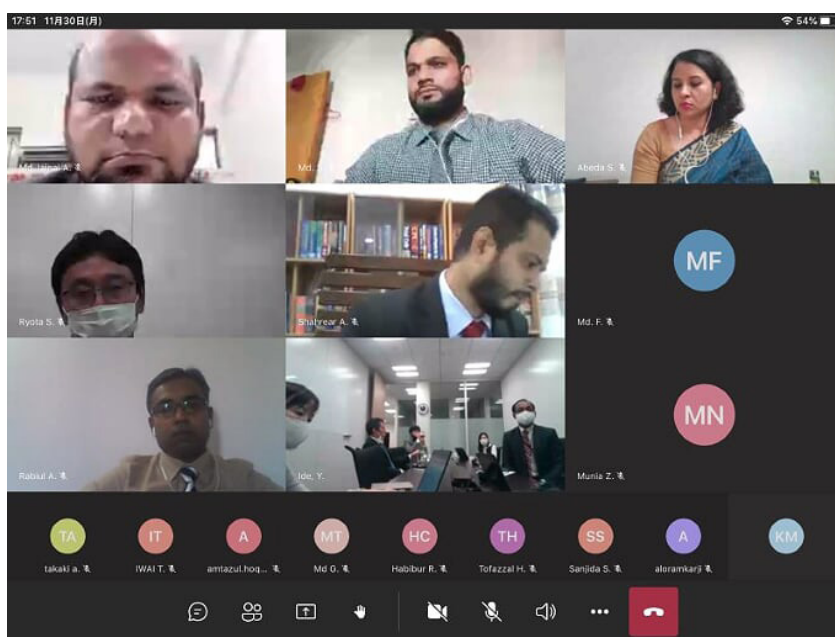
<sup>27</sup> 参加者のアンケートにおいて、尋問時間の短縮化のため Affidavit（宣誓供述書）を活用すべきとの意見が出された。

ある。もっとも、弁護士のこのような態度の根底には、訴訟の期間に比例して報酬が定められるため迅速な進行に協力するインセンティブがないという事情があるようであり、そうだとすれば、民事訴訟の制度や運用の改善のみで解決する問題ではないのかもしれない。

事件の種類別では、土地に関する紛争が長期化することが多いとのことであった。その理由として、長期間の占有の証明が難しいこと、登記内容が不正確であること<sup>28</sup>などが挙げられた。



【当職のプレゼンテーションの様子】



【意見交換の様子】

<sup>28</sup> 裁判所と登記を所管する部署との連携が不十分であるとの意見が出された。

#### 第4 今後のオンライン活動の展望

- 1 本稿を執筆している2021年1月時点のCOVID-19の感染拡大状況からすれば、当面の間、バングラデシュの裁判官等を日本に招いて研修を行ったり、日本側関係者がバングラデシュを訪問してセミナー等を開催することは困難であると考えられ、引き続きオンラインでの活動を継続することになる。以下、民事事件管理に関する今後のオンライン活動の内容について検討する。
- 2 第一に、本ワークショップでは時間の制約上参加者から深く聴取することができなかった事項について探るため、再度調査を目的とするワークショップを開催することが考えられる。具体的には、和解、上訴、再審、小規模な事件を簡易な手続で審理する制度（少額訴訟制度<sup>29</sup>等）について、更に調査を行う余地がある。
- 3 第二に、本ワークショップで明らかになった、あるいは本ワークショップの結果から推測されるバングラデシュの民事訴訟における遅延要因について、更に深く議論する内容のワークショップを開催することが考えられる。

前記第3・2(4)で挙げた問題点の中では、送達や手続の方式等の制度に係るものは、これらの改善ないし変更が遅延解消に対して及ぼす効果は分かりやすいが、法令の改正が必要なため、本ワークショップのように現場で事件処理に当たる裁判官を中心的な参加者とする活動によって取り組むべき問題点ではないように思われる。

他方で、裁判官が実務の運用を工夫することによって改善し得る問題点については、本ワークショップのような活動によって効果が上がる可能性がある。前記第3・2(4)ウで述べたことからすれば、争点整理が不十分であり争点を絞り込めないことが証人尋問の長期化、ひいては審理の遅延につながっているという「仮説」が一応成り立ち、これが正しければ、争点整理の充実化が審理の遅延を防止するための一つの方策となり得る。もっとも、これは現時点では飽くまで「仮説」とどまり、当然のことながらその検証は必要である。また、争点整理は、送達等と異なり、これが改善すれば審理の遅延の防止や未済事件の減少につながるということが自明であるとはいえず、バングラデシュの裁判官の中には、争点整理の充実化と審理の遅延防止との関連性について疑問を持つ者がいるかもしれないから、まずはこの関連性について丁寧な説明を行うことが必要になる。さらに、争点整理に関する日本とバングラデシュの制度の相違点にも留意する必要があり、争点整理に特化した手続の有無<sup>30</sup>、求釈明が許容される範囲や裁判官の求釈明に対する考え方<sup>31</sup>の違いなどを踏まえたアプローチが必要になる。

その上で、ワークショップの内容としては、具体的なケース（バングラデシュでもよく見られる事件類型）を用いながら、訴訟手続の時系列に沿って、争点整理において裁判官がどのような訴訟指揮を行い、当事者と共にどのように争点を画定し、その結果ど

<sup>29</sup> バングラデシュでは、訴額が少額である事件を扱う裁判所として、Small Causes Courtがある。

<sup>30</sup> 日本の民事訴訟では、争点整理のための手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が用意されており、特に弁論準備手続は多くの事件で活用されている。

<sup>31</sup> 当職が担当した第3回本邦研修では、バングラデシュの裁判官は求釈明につき消極的であるとのコメントが出された。

のような証人が採用されてどのような尋問事項が設定されるかを議論することが考えられる<sup>32</sup>。陳述書についても、ケースに沿った形で具体的に活用方法を紹介できると効果的であろう。併せて、尋問事項を逸脱した尋問が行われた場合に裁判官としてどのように対応するかなど、尋問に関するその他の問題点を盛り込むことも考えられる<sup>33</sup>。

- 4 第三に、事件管理からは若干離れるかもしれないが、土地関係紛争の審理が長期化する傾向があるとの意見を多く耳にしたことから、土地関係紛争の審理方法に焦点を当てたセミナーを行うことも、オンライン活動の候補の一つとなり得る<sup>34</sup>。当部は、カンボジア、ミャンマー、東ティモール等で土地問題をテーマにした支援活動を行っており、共同研究の実績も積み重ねているから、そこでの人的な繋がりを生かして、これらの国でご協力いただいている講師の方々等に、バングラデシュにおいてもご協力いただくことが考えられる。

## 第5 おわりに

本ワークショップにより、バングラデシュの民事訴訟における遅延の原因がいくつか明らかになり、参加者からは今後の活動について要望を聴取することができた。オンライン活動は、日本から現地への移動の時間を省略し、現地からは全国各地の参加者を得られるという大きなメリットはあるが、他方で、実際に現地を訪れてみないと把握できない事情はたくさんある<sup>35</sup>。バングラデシュの事件管理の改善に関する活動は、まだこの先の道のりは長いですが、COVID-19のパンデミックの中にあっては、今オンラインでできることを着実に進めていくほかない。今後も、前記第4で挙げたような活動を模索しながら、同国の事件管理の改善に向けて協力していきたい。最後に、本ワークショップにご協力いただいたバングラデシュ側及び日本側の関係者の皆様に、心より感謝を申し上げたい。

<sup>32</sup> 第3回本邦研修では、当職が貸金返還請求事件のケースを用いて同様の講義を行った。

<sup>33</sup> 本ワークショップのアンケートでは、次回のテーマとして尋問を取り上げてもらいたいという要望が多かった。

<sup>34</sup> 本ワークショップのアンケートでも、土地関係紛争は尋問と並んで要望の多かったテーマである。

<sup>35</sup> 例えば、事件記録の管理状況や法廷における裁判官の訴訟指揮は、現地で実際に目にしてみないと把握しにくいところがある。